様式第3号(第8条関係)

　　　　　第　　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

酒田市長　　〇〇　〇〇

重粒子線治療費利子補給金交付の承認について(通知)

　　　年　　　月　　　日付けで申請がありましたみだしの補給金につきましては、酒田市重粒子線治療費利子補給金交付要綱第8条の規定により下記のとおり承認しましたので通知します。

記

承認利子補給金額　　　　　　　　　円

(利子補給金交付の条件)

 (1)　前条の規定による承認の通知を受けた者(以下「利子補給承認者」という。)は、規則及びこの要綱の規定に従うこと。

(2)　利子補給承認者は、次のいずれかに該当するときは、速やかに、様式第5号による利子補給金変更届出書で市長にその旨を届け出ること。

ア　金銭消費貸借契約の内容を変更したとき。

イ　住所又は氏名の変更があったとき。

ウ　対象借入金を繰上償還したとき。

エ　協力金融機関に対する割賦償還金の償還を行わなかったとき。

(3)　利子補給承認者が対象借入金の償還を延納した場合は、償還を行うまでの間、利子補給金の交付を停止し、償還を行った日の直後の利子補給金交付日に一括して交付するものとする。ただし、償還すべき日の属する年を経過した償還金に係る利子補給金は、交付の対象としないものとする。